

# 違反転用農地の取扱いについて

---

令和6年12月18日（水）

農地現状変更等に関する調査特別委員会

一関市農林部  
一関市農業委員会

## 本日の説明

- (1) 中山間地域等直接支払交付金の返還額の変更について
- (2) 返還金に関する今後の進め方について
- (3) 農地法制度に係る説明会について

## 中山間地域等直接支払交付金の返還額の変更

※ 返還額は、千円単位に切上げ

返還額（変更前） 上段：全体額 下段：県への返還額	返還額（変更後） 上段：全体額 下段：県への返還額	返還方法
1億5,856万5,000円 (1億1,892万3,000円)	893万3,000円 (670万円)	市の予算を經由して県へ返還

# 中山間地域等直接支払交付金制度

出典：令和6年4月 中山間地域等直接支払制度パンフレット（第5期対策）

## ○ 中山間地域等直接支払交付金制度とは

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組み。

## ○ こんな活動をすれば交付を受けられます

### ① 農業生産活動等を継続するための活動

- ・ 農業生産活動等

（例）耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）

- ・ 多面的機能を増進する活動

（例）周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護

### ② 体制整備のための前向きな活動

- ・ 集落戦略の作成

## ○ 交付金の返還について

5年間の協定期間中に農業生産活動等が行われなくなった場合には、原則として協定の認定年度に遡って、当該農用地についての交付金を返還していただくことになります。

# 中山間地域等直接支払交付金制度

## ○ 第4期対策と第5期対策の交付金の取扱いの違い

(1) 協定違反があったときの返還対象となる交付金

ア 第5期対策分（R2～R6）

耕作又は維持管理が行われていなかった農用地分の交付金を、  
協定認定年度に遡って返還

イ 第4期対策分（H27～R1）

協定農用地の全ての交付金を、協定認定年度に遡って返還

(2) 納付書の送付先

それぞれの対策期間の協定集落の代表者

## 交付金返還額の変更理由

### ○ これまで

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用

- ・ 第4期対策分は協定農用地の全ての交付金を返還
- ・ 市は岩手県を通じて国と調整し、一定の方向性を確認
- ・ 協定集落と議会に説明

### ○ これと並行して

市は返還額の減額について岩手県を通じて国に要望

- ・ 調整を行った結果、第4期対策についても違反があった農用地分に係る交付金のみの返還となり
- ・ 第5期対策分の返還と併せて約893万円となった

## 中山間地域等直接支払交付金の返還額の変更

※ 返還額は、千円単位に切上げ

返還額（変更前） 上段：全体額 下段：県への返還額	返還額（変更後） 上段：全体額 下段：県への返還額	返還方法
1億5,856万5,000円 (1億1,892万3,000円)	893万3,000円 (670万円)	市の予算を經由して県へ返還

## 返還金に関する今後の進め方

- 返還金に関する予算措置



- 協定の代表者あてに、返還金の納付書を送付
- 納付相談
  - ※ 納入期限は、令和7年3月末日

# 農地法制度に係る説明会

## 説明内容

- 1 農地の定義
- 2 農地現状変更届出制度の概要
- 3 違反転用農地と判断した理由
- 4 これまでの経緯
- 5 違反転用農地に対する農地法上の取扱い